

後期仏教における有神論批判について

木 村 誠 司

6世紀に入り、インドでは論理学に基づいて、自在神 (Iśvara) の存在の有無等が論議されるようになった。この風潮の中で、最初に明確な自在神の存在の否定を説いた仏教哲学者は、恐らくダルマキールティ (Dharmakīrti 法称, 600—660 A. D.)¹⁾ であろう。それ以来、論理的に自在神の問題を取り扱った仏教哲学者は、ダルマキールティが *Pramāṇavārttika* (略号 PV) の量成就 (Pramāṇasiddhi) 章で示した有神論批判²⁾ に少なからぬ影響を受けることになったのである³⁾。PV の有神論批判から、約 100 年を経て、⁴⁾ シャーンタラクシタ (Śāntarakṣita 寂護, 725—788 A. D.) とカマラシーラ (Kamalaśīla 蓮華戒, 740—795 A. D.) は *Tattvasamgraha* (略号 TS), *Tattvasamgrahapañjikā* (略号 TSP)⁵⁾ の中で「自在神の考察」(Iśvaraparikṣā) を行うが、彼らもその例外ではなかった。本稿は、それを指適するために TS・TSP と PV との対応関係を確認することを目的とするものである。ただし、現在の筆者には、完全な形で対応関係を云々するだけの用意はないので、本稿は途中報告と考えていただきたい。また、⁶⁾ デーヴェンドラブッディ (Devendrabuddhi 630—690 A. D.) の ⁷⁾ *Pramāṇavārttikapañjikā* (略号 PVP) と ⁸⁾ シャーキャブッディ (Śākyabuddhi 660—720 A. D.) の ⁹⁾ *Pramāṇavārttikaṭīkā* (略号 PVT) を参照したが、筆者の理解できない部分もかなり残されているため全般にわたって利用できなかった。そのことも含めて、本稿は今後さらに検討・訂正を加えなければならないものである。さて、PV の有神論批判は量成就章の k. 10~k. 16, および k. 21~k. 28 に述べられているとされる¹⁰⁾。そのうち、とりあえず報告が可能なのは k. 10~k. 16 までである。本稿では、始めに PV と TS の対応関係とその内容をごく簡単に示し、次に、注釈を含めた訳を提示して、それを確認してゆくという方法を取ることにする。

P VとT Sの対応関係とその内容

P V	T S	内 容
k. 10 a b	k. 47~k. 48 k. 50	有神論者の主張——(1)
以下有神論批判		
k. 10 c d	k. 80	証明されたことの証明——(2)
	k. 72~k. 73	所証が欠如した喩例——(3)
k. 11 ~k. 13	k. 83 c d, k. 87	疑惑のある理由——(4)
	k. 61~k. 65	不成立因・不確定因——(5)
k. 14 ~k. 16	k. 66~k. 71	所作相似——(6)

(1) 有神論者の主張

(A) P V¹¹⁾

静止してから活動すること (sthitvāpravṛtti), 特定の配列 (saṁsthānaviśeṣa), 効果を作ること (arthakriyā) 等において (k. 10 a b)

(B) P V P

「静止してから活動する故に」(sdod nas ḥjug paḥi phyir) と「特定の配列を具えている故に」(dbyibs kyi khyad par dañ ldan pa ṅid kyi phyir) と「効果を作る能力を持つ故に」(don byed par nus pa ṅid kyi phyir), 身体 (tanu)・世界 (bhuvana)・感官 (karaṇa) は殊勝なる知を有する人間 (puruṣa) を前提とするのである。したがって, [すべてのものの創造者たる] 何かが存在することの証因 (sādhana) である正しい認識 (pramāṇa) はないのである等と言う論証式 (prayoga) は成立しないのである。(Che 9 a⁵⁻⁶)

P V P では, この直後に完全な論証式の形で有神論者の説を紹介している。

(イ) 何であれ静止してから活動¹²⁾するもの, それは, 殊勝なる知を持つ人間によって主宰されることを前提とする。たとえば, 斧等のように。世間の身体・世界・感官等も静止してから活動する故に [殊勝なる知を持つ人間

によって主宰されることを前提とする] (Che. 9 a⁶⁻⁷)

(ロ) 何であれ特定の配列を具えているもの それは殊勝なる知を持つ人間を前提とする。たとえば、宮殿等のように。身体・世界等は特定の配列を具えているものである。(Che 9 a⁸~9 b¹)

(ハ) 何であれ効果を作る能力を持つもの、それは殊勝なる人間によって主宰されることを前提として効果を作ることの自性に従事するのである。たとえば、斧等のように。身体・世界・感官等においてもあるところに 果を作る能力を持つものが存在するのである。(Che 9 b¹⁻²)

(C) TS

TSでは「効果を作ること」を除いた他の二つの有神論者の説を次のように紹介している。

(イ) 法(dharma)・不法(adharma)・極微(aṇu)等はすべて、知を有するもの(cetanārat)によって主宰される時、自身の結果を形成するもの(sva-kāryārambhaka)である。静止してから活動する故に。糸巻と糸のように。(k. 50)

(ロ) 何であれ自身を形成する諸部分の特定の配列を具えたもの(svārambhaka-avayava-sanniveśaviśeṣavat)¹³⁾は、知を有する(buddhimat)原因によって生ずべきものである¹⁴⁾。たとえば壺等のように。(k. 47)

論議の的になっているふたつの感官(dvīndriya)によって把握されるものと把握されないものはその如し。故に、知を有するものを前提とするのである。異喩として極微等が考えられた。(k. 48)

(D) TSP

TSPでも「効果を作ること¹⁵⁾」を証因とする論証についての言及は見られなかったが、k. 50は¹⁶⁾ウッディヨータカラ(Uddyotakara)の説(p. 54, l. 14), k. 47, k. 48はアヴィッダカラナ(Aviddhakaraṇa)の説(p. 52, l. 16)と述べられている。

(2) 証明されたことの証明

(A) PV

あるいは、すでに承認されたことを証明すること(iṣṭasiddhi) [という過失がある。] (k. 10 c dの一部)

(B) PVT

「あるいは、すでに承認されたことを証明すること〔という過失がある〕」と言われたこの〔PVの〕偈の説明は、すでに証明されたことを証明すること (sid-dhasādhyatā) と言うことなのである。常住性 (nityatva) 等の特質に依存することのない人間だけに主宰されることを前提とすることが所証 (sādhyā) である時、すでに証明されたことを証明すること〔という過失〕がある。(Ñe 99 b²⁻³)

(C) TS

何であれ、一般的に 知を有するものを前提とすることが主張されること そのことについて 私達〔仏教徒〕に論争 (vivāda) はない。なぜなら、種々性 (vaiśvarūpya) は業から生ずる (karmaja) 故に。(k. 80)

(D) TSP

善悪の業をなす (śubhāśubhakārin) 人間が知を有するものであり、これが原因となるというのはすでに証明されたことを証明することである。(p. 65, l. 22-23)

(3) 所証が欠如した喩例

(A) PV

あるいは、喩例 (dṛṣṭānta) における不成立 (asiddhi) 〔という過失〕がある。(K. 10 c d の一部)

(B) PVP

彼以外のものの援助 (upakāra) に依存しないひとりの人間のすぐれた知によって主宰されることを前提とすることを証明する時、喩例は成立しないのである。すなわち、喩例には所証が欠如している (sādhyavikala) という意味である。そのような人間に主宰されて斧等の活動、あるいは、同様に、宮殿等が建てられること、あるいは、そのような人間に主宰された斧等が自身の効果を作ることは見られないのである。(Che 9 b⁵⁻⁷)

(C) TS

しかし 常住であり、唯一 (eka) であり、常住な知たる一切智 (sarvajñānityabuddhi) の依り所となるもの〔一切智者たる自在神〕は、成立すると認められない。〔喩例には〕所証が欠如している (sādhyavaikalya) ので、遍充 (vyāpti)

がない故に。(k. 72)

なぜなら、たとえば宮殿・階段・門・見張塔等は多くの無常なる知 (anekānityavijñāna) を前提とするものとして確定しているからである。(k. 73)

(D) T S P

実に、あなた達〔有神論者〕は、知を有するものを前提とすることのみを証明しようと望むだけでなく、むしろ常住であり、唯一であり、常住な知たる一切智の依り所であり、全世界の原因 (sakalabhuvanahatu) である自在神と呼ばれる (Iśvarābhīdhāna) 知を有するもの、それを前提とすることを証明しようと望んでいるのだ。それこそが、論議の的となること (vivādāspadībhūtatva) だから。しかし、そのようなものは、成立すると認められないのである。なぜか？ 所証が欠如しているので、遍充がないからである。壺等の同喩 (sādharmyadrṣṭānta) には、先に述べられた所証は欠如しているので、そのような所証の性質 (sādhya-dharma) によって証因が遍充されることは成立しないからである。実に、いかなる喩例においても、証因には先に述べられた所証の性質との〔必然的〕結合関係 (pratibandha) はないという意味である。(p. 63, 1.9-15)

(4) 疑惑のある理由

(A) P V

あるいは、〔理由には〕疑惑 (saṁśaya) がある。(k. 10 c d の一部)

(B) P V P

「静止してから活動する故に」と「効果を作る能力を持つ故に」というこのふたつの証因には「あるいは、疑惑がある」。すなわち、そのような相を持つ人間 (自在神)¹⁷⁾ 彼自身によって不確定 (anaikāntika) なのである。そのような相を持つ人間が他のものによって主宰されること〔つまり〕彼が静止せしめられてから身体等に対して活動せしめられるなら、無限遡及 (anavasthā) に陥ってしまうからである。同じことから、そのような相を持つ人間に主宰されることによって効果の¹⁶⁾作用を作ることはないのである。「彼〔自在神〕は静止せしめられてから活動せしめられることもないのである」ということ、これも適切ではないのである。なぜなら、〔自在神は〕彼の結果すべてに対して一度に活動することになってしまうからである。〔また、自在神は〕効果を作ることもないのである。なぜなら、〔自在神の〕自性が害されるからである。(Che 9 b⁸-10 a⁸)

(C) TS

彼自身によって逸脱 (vyabhicāra) している。彼も、継時的に活動する (kramavṛtti) 故に。(k. 83 c d)

神は生ずるもの (janmin) の原因ではない。生起を欠如しているもの (utpat-tivikalatva) だから。空蓮華のように。もしそうでなければ、すべてのものが一度に生ずるであろう。(k. 87)

(D) TSP

彼自身によって不確定である。なぜなら、自在神は継時的な結果に対して静止してから活動するけれども、彼は知を有するものに主宰されないからである。〔もし、主宰されるなら〕無限遡及に陥ってしまうからである。(p. 66 l. 22-24, k. 83 c d に対する注釈)

「もしそうでなければ、……生ずるであろう」と言うのは、〔自在神は〕さまざまにげられることのない能力を持つ原因 (apratibaddhasāmarthyakāraṇatva) なので、望んだ結果の集合を一度に得るように、すべてのものが一度に生ずるであろうという意味である。(p. 69, l. 6-7, k. 87 後半に対する注釈)

(5) 不成立因・不確定因

(A) PV

主宰者 (adhiṣṭhātr) の有無に随順するような配列等は成立する。何であれ、それ〔主宰者の有無に随順する配列〕から推理されること それは適切なことである。(k. 11)

別異なる事物 (vastubheda) において、周知のことを、¹⁸⁾言葉の類似 (śabda-sāmya) から、〔推理する時、その言葉は〕別異でないので、正しい推理ではない。白い物から 火を〔推理するように〕。(k. 12)

もしそうでなければ、土の変異したもの (mṛd vikāra) である壺等が陶工に作られることから、〔土の変異したものである〕蟻塚 (valmika) も彼〔陶工〕によって作られることが成立するだろう。(k. 13)

(B) PVP

また、不成立であり、遍充がないので証因は不確定でもあるのである。したがって、宮殿と屋根裏部屋と門等の特定なものに随順する配列等のようなものは知を前提とするとみなされ、それ〔配列等〕を見ることから、それ〔宮殿を作る〕

作用を見ない人にも、〔宮殿等は作者によって〕作られたという知はある。〔配列等の証因が〕 そのように、もし山等においても存在するなら、しかり何故〔山等にも作者が〕存在しないであろうか。そのように「静止してから活動すること」等についても述べられるべきである。(Che. 10 a⁸⁻⁶ k. 11 に対する注釈)

「特定の配列」を人間の結果とみなすことを捨てて、一般的に推理するのは正しくないのである。したがって、そのような〔特定の配列〕一般は人間の働きによって遍充されない。故に、不確定なのである。また、「特定の配列」一般を山等において理由〔として〕適用すると言うことは不成立なのである。なぜなら、人間の知を前提とするその適用の結果として成立したものであること、それは山等においてあり得ないからである。(Che. 10 b³⁻⁵, k. 12 に対する注釈)

そうでなくして¹⁷⁾、そのような所証に随順する配列等を顧みず、少しだけ一致する性質を持つこと (cuñ zad tsam chos mthun pa ñid can) によって、それだけについて、増益 (adhyāropa) することによって、共通する〔けれど〕無関係のことから 推理を行う時¹⁸⁾、「もしそうでなければ……彼によって作られることが成立するだろう」。(Che. 10 b⁷-11 a¹, k. 13 に対する注釈)

(C) TS

神殿等においては、特定の配列を知る時、作者を認識しなくても、知を有するもの〔を前提としていること〕が理解される。(k. 61)

もし同様にそのようなことが、身体・山等の主題について〔証因として〕認められるならば、その証因に基づいて、望んだ通りのことが成立するのは適切である。(k. 62)

肯定的随伴 (anvaya) と否定的随伴 (vyatireka) の二つによって あるものの結果と決定されたもの、それ〔結果〕を知覚すれば、あるもの〔原因〕が決定されるという正しい論理 (nyāya) が確立された。(k. 63)

一方、特定の配列は、この別異なる身体・樹木において、けしてそのような種類のものではない。単なる言葉にすぎないのである。(k. 64)

そのようなこと〔言葉だけによって区別を持たない属性〕を語る時、否定的随伴に関する疑惑 (sandigdavyatirekatā) に陥るのである。〔土の変異だけを語る時〕蟻塚が陶工に作られること〔が証明される〕ように。(k. 65)

(D) TSP

実に、神殿等において、肯定的随伴と否定的随伴のふたつによって、特定の配

列が、知を有する人間の働きを前提とするというのは世間周知のことである。その作者を見なかったとしても、それ〔特定の配列〕を見て、その知を有する原因が理解されるのである。もし、身体・樹木・山を始めとする証明されるべき主題 (sādhyadharmin) において、そのようなことが証因として採用されるなら、その時、あなた達の望んだ結論が成立するだろう。なぜなら、肯定的随伴と否定的随伴のふたつによって、よく分別された (suvivecita) 原因を結果は逸脱することがないからである。それ〔結果〕は原因のないものになってしまう故に。〔しかしながら〕、身体・樹木・山を始めとするものにおいて、そのような特定の配列は承認されないのであり、単なる配列と言われる言葉のみ (pralāyamātra) が知られるのである。本来、互いに別なものとして確立されているにもかかわらず、言葉だけによって区別を持たない属性 (dharma) が、証因として採用されるならば、望んだ結論を立証するには不十分である。〔なぜなら〕、証明されるべきことと反対のもの (sādhyaviparyaya) においても、それ〔言葉だけによって区別を持たない属性〕が存在することは矛盾しない (bhāvavirodha) からである。たとえば、蟻塚という主題において、陶工によって作られたことを立証するために、土の変異だけを証因として採用するように、と言うのが総義である。(p. 60, 1.7~16)

(6) 所作相似 (kāryasama)²⁰⁾

(A) P V

所証〔無常性〕によって随順されるので、結果〔所作性〕が、一般的にも、証因である場合、〔つぼと声という所作性と〕関係を持つものが別異 (sambandhibheda) なので、〔両者の無常性も〕別異であると述べる過失が所作相似 (kāryasama) と考えられたのである。(k. 14)

特定の種類 (jātyantara) において承認されたことを、言葉の一般性を知ることから、証明するのは適切ではないのである。言葉等の牛性から、角を持つことを〔証明するように〕。(k. 15)

言葉は、語ろうと欲するものに依存すること (vivakṣāparatantratva) だから、どこに存在しないであろうか。あるいは、それ〔言葉〕が存在するから対象が成立するならば、あらゆるものにとってすべてのことが成立するのである。(K. 16)

(B) PVP

もし、一般的な証因に対して、特殊を想定するので、それ〔ダルマキールティの非難は〕所作相似ではないのかと言うならば、そうではない。なぜなら、次のように所作性 (kṛtakatva) 一般が無常性 (anityatva) 一般に遍充されていることに対して、〔特殊を想定することが〕所作相似と考えられるからである。「所証によって随伴されるので、結果つまり所作性が、一般的²¹⁾にも証因である場合」、この所作性たる証因は声の属性〔だろうか〕、あるいは、つぼの属性であろうかと考える時、もしつぼの〔属性〕ならば、それは声の〔属性〕でもないので、不成であり、声の所作性が証因ならば、喩例には証因が欠如するのである。「関係持つものが別異なので」〔つまり〕別異な関係を持つものなので、「別異である」と述べる過失が所作相似と考えられたのである。したがって、ここで、所証によって随伴される特殊でない配列一般はないのである。故に、誤った非難に基づく答弁ではないのである。それ故、〔有神論者の述べる配列等が〕、一般的な理由ならば、遍充がないので、疑わしく、特殊なものならば不成なのである。(Che. 11 a²⁻⁶, k. 14 に対する注釈)

別異なる宮殿等に随順する配列において、知を前提とすることが見られるけれど、山等の配列においてではないのである。そのような相を持つ所証と承認されているものそれを「言葉の一般性を知ることから」その特定な種類を顧みず、一般的な種類を把握するので、それも配列という言葉の対象であるようにそのようにそれも存在する。そうならば、「証明するのは適切でないのである」。何の如しと言うならば、「言葉等の牛性から角を持つこと〔を証明するように〕」(Che. 11 a⁶-11b¹, k. 15 に対する注釈)

(C) TS

別異なる性質を想定する (dharmabhedakalpana) 故に、これは誤った非難に基づく答弁 (jātyuttara) ではないか、〔我々有神論者は〕、一般的なだけの結果等を証因と示したのである。(k. 66)

非Aの性質から退いた (atadrūpaparāvṛtta) 存在だけが、それを本質とすること (tādātmya) に基づいて、無常性を証明するのである。この証因において、この正しい論理はない。(k. 67)

煙を本質とする白い物は、火からの逸脱を持たないものとみなされる。白という意味だけ (sitābhidheyatāmātra) を持つ雪から、それ〔火〕の理解はないの

である。(k. 68)

一方、一般的な〔必然的〕結合関係 (sāmānyapratibandha) に対して、特殊に依存する (viśeṣāśraya) 非難がなされる時、誤った非難に基づく答弁と述べられるのである。(k. 69)

なぜなら、もし、この正しい論理に依存しないなら、牛という言葉だけを述べるだけのことから金剛等は角を持つことが証明されるだろうからである。(K. 70)

一方、もし、正しい認識 (pramāṇa) によってこの〔必然的〕結合関係が理解されるならば、その時、正しい論理に基づいて、これが成立することについて、誰にも論争はないのである²²⁾。(k. 71)

(D) T S P

たとえば、‘所作性の故に、声は無常である’といわれたことについて誤った非難を述べる者 (jātivādin) は、〔次のように〕非難する。「一体つぼ等に属する (ghaṭḍigata) 所作性が証因として採用されているのか？ あるいは、声に属する〔所作性が採用されているのか〕？ あるいは、両者に属する〔所作性が採用されているのか〕？ 第一の主張において、証因は不成立である。なぜなら、あるものの性質は他のものに存在しないからである。第二〔の主張〕において、喩例には証因が欠如している (sādhnavikala)。第三〔の主張〕において、このふたつの過失があると。これは、所作相似と言う誤った非難に基づく答弁である」と説明されたのである。次のように述べられている。『所作性のごくわずかな相違によって、所証が成立しないとみなすこと、それが所作相似である』(Nyāyadarsana, 5-1-39) と。一般的な所作性だけを取りあげて無常性の推理を主張したのであり、特定なる〔所作性を取りあげて主張した〕のではない。故に、一般的に、証因が主張された時それに対して、特殊なる性質を想定することによって、その答弁 (uttara) は所作相似という誤った非難に基づく答弁であると確定されたのである。そして、これ〔シャーンタラクンタとカマラシーラの答弁〕は別異なる性質によって想定されたものである。したがって、誤った非難に基づく答弁であると〔有神論者は述べた。〕(p. 61, l. 13-22, k. 66 に対する注釈)

所作性一般 (kṛtakatvamātra) が無常性を証明するのである。それ〔所作性〕には、それ〔無常性〕を本質とすることを特質とする〔必然的〕結合関係がある (tādātmyalakṣaṇapratibandhasadbhāva) からであるというのが合理的である。しかし、「自身を形成する諸部分の特定の配列」一般の証因に、この正しい

論理はないのである。配列一般が、〔所証と〕反対のもの (viparyaya) において、〔存在するとしても、そのことについて〕拒斥するものはないので、〔必然的〕結合関係は成立しないからである。それから生起することを特質とする (tadutpattilakṣaṇa) 〔必然的〕結合関係が成立すること、〔すなわち〕それ〔配列〕を認識することから、〔宮殿等を作る〕作用を見ない人にも〔宮殿等は作者によって〕作られたものという知があるということは成立しないのであるという意味である。(p. 61, l. 23-p. 62, l. 10, k. 67 に対する注釈)

さて、特殊なる「それから生起する〔ことを特質とする〕〔必然的〕結合関係」²⁵⁾を捨てて、一般的なものだけを理由と述べるならば、その時、逸脱があると示すために、「煙を本質とする火は……その理解はないのである」と述べた。(p. 62, l. 11-12, k. 68 に対する注釈)

一般的に、能証の性質には、異品において排斥する正しい認識の活動 (bādha-kapramāṇavṛtti) によって、所証との〔必然的〕結合関係が成立している時でも、あるものにおいて特殊な性質に依存して非難がなされるならば、それは誤った非難に基づく答弁である。ここには〔有神論者の主張には〕一般的に〔必然的〕結合関係は成立しないのである、〔なぜなら〕特定の配列と〔必然的〕結合関係があるもの、それは成立しないからである。これは誤った批難に基づく答弁ではないのである。(p. 62, l. 16-19, k. 69 に対する注釈)

あるいは、〔必然的〕結合関係がなくても、一般的なものが証因なら、その時は、過大適用という過失に陥るのである。(p. 62, l. 20-21, k. 70 に対する注釈)

次のように述べるかもしれない。所作性等のように、この「特定の配列」は、「知を有する原因を前提とすること」と〔必然的〕結合関係があるのではないか？ と言う〔ので〕、「一方、もし、……誰にも論争はないのである」と述べた。(p. 62, l. 24-25, k. 71 に対する注釈)

以上、TS・TSPの有神論批判は、PVのそれを継承しているということだけは、一応確認したつもりだが、本稿は、まだ未整理である。機会があれば、改めて論じ直すつもりである。

注

- 1) 年代は, E. Frauwallner [Landmarks in the History of Indian Logic] WZKSO. Band V 1961 に従った。
- 2) ダルマキールティの有神論批判については次の研究がある。
 - (a) 木村俊彦「正理・勝論学派の有神論に対する仏教論理学派の批判(一)—ダルマキールティに於ける—」東北大学文化34-3, S. 45
 - (b) 同氏「正理学派の神の論証とダルマキールティによる批判」印仏研19-1 S. 45
 - (c) 同氏『ダルマキールティ 宗教哲学の原典研究』木耳社, p. 41-48, p. 52-57
 - (d) 宮坂宥勝「有神論批判」講座大乘仏教 9 認識論と論理学 春秋社 p. 280-281
- 3) ダルマキールティ以降の仏教徒による有神論批判には次の研究がある,
 - (a) Yuich Kajiyama, An Introduction to Buddhist Philosophy—an annotated translation of the Tarkabhāṣā of Mokṣākaragupta (Memoirs of the Faculty of Letters, Kyoto University, No. 10) p. 95 の注 225 はその概観であり, また, 同書 p. 95-100, p. 108-111 は有神論批判をテーマとしている。
 - (b) 渡辺重郎「仏教論理学派の破神論—シュバグプタとシャーンタラクシタの場合」玉城康四郎播磨記念論集 佛の研究
- 4) 山口瑞鳳「吐蕃王国仏教史年代考」成田山仏教研究所紀要第3号, 1978. によれば, シャーンタラクシタの没年は784年以前, カマラシーラの没年は797年である。
- 5) T S・T S P のテキストは, Swami Dwarikadas Shastri: Tattvasaṅgraha of Ācārya Shāntarakṣita with Com. 'Pañjikā of Shri Kamalaśīla 2 Vols Baudha Bharati Varanasi 1968 であり, G. O. S のテキストは参照できなかったが, G. Jhā の英訳 (G. O. S, No. 80, 83) は参照した。
- 6) デーヴエンドラブッディについては,
 - (a) E. Frauwallner [Devendrabuddhi] WZKSO. Band IV, 1960
 - (b) T. Stcherbatsky 『Buddhist Logic』 Vol. I p. 38
 - (c) 宮坂宥勝「ダルマキールティの生涯と作品」(上) 密教文化, 第93号 p. 39-41 参照のこと。
- 7) P. ed. No. 5717 (b), D. ed. No. 4217. 本稿では P. ed を底本とした。
- 8) シャーキャブッディについては, 前掲注 (6)—(b) p. 40, 宮坂宥勝「ダルマキールティの生涯と作品」(下) 密教文化, 第94号 p. 1-2 参照のこと。
- 9) P. ed. No. 5718 D. ed. No. 4220, P. ed を底本とした。
- 10) 前掲注 (2)—(c) の分類に従った。
- 11) 本稿の P V の訳は, 前掲注 (2)—(c) の梵文および訳を参照した。
- 12) ḥdag を D. ed (Che. 8⁶) により ḥjug と改める。

(72) 後期仏教における有神論批判について (木村)

- 13) TSP では、「自身を形成する諸部分の配列=積集を本質とする (pracayātmaka) 結合 (saṃyoga), それによって特徴付けられること」と説明されている (p. 53, 1.14-15)。また, sanniveśa はチベット訳では常に dbyibs (形態) とされ, G. Jhā の英訳ではすべて arrangement (配列) と訳されている。筆者は, 自在神の存在を論証する証因としては, 自在神の働きを暗示する配列の方が妥当な訳であると考えた。本稿では PV の sanniveśa, PVP, PVT の dbyibs もすべて配列と訳した。また PV. k.11 の samsthāna は sanniveśa と同義とみなした。
- 14) テキストは「buddhimaddhetugamyā」だが, ここではチベット訳「blo ldan rgyas bskyed bya」(P. ed. He 4a⁷) に従った。
- 15) 前掲注(2)―(a) p.237, 前掲注(2)―(c) p.43 参照。
- 16) ウッデイヨータカラの有神論は, Herman. Jacobi, Die Entwicklung der Gottesidee bei den Indern p.53-56, p.77-92, 山田龍城, 伊藤和男共訳『印度古代神観史』p.89-93, p.141-165 参照のこと。
- 17) PVT Ñe 100 b³ により補足。
- 18) 前掲注(2)―(c) の梵文は śabdāsāmānya だが Manorathanandin の PV 註 (Bauddha Bharati Series) により改めた。
- 19) gaṅ gi を D. ed (Che. 9 b⁵) により gaṅ gi tshe と改める。
- 20) 所作相似については前掲注(2)―(c) p.46-47, 北川秀則『インド古典論理学の研究―陳那 (Dignāga) の体系―』財団法人 鈴木学術財団 参照のこと。
- 21) cis を D. ed (Che. 9 b⁷) により spyis と改める。
- 22) テキストは「yadi tu pratibandho'sti pramāṇe nopapadyate / tad atra yuktitaḥ siddhe na vivādo'sti kasyacit」だが, ここではチベット訳「gal te ḥdi la ḥbrel pa ni / tshad ma yis ni sgrub byed na / de phyir rig pas grub byed na / rtsod pa dag yaṅ yod ma yin」(p.ed.He 5a⁸) に従った。
- 23) don kyis を don kyī と改める。
- 24) de ltar na yin na を D. ed (Che. 9 b⁴) により de ltar min na と改める。
- 25) テキストでは「tadutpattyā pratibandhaviśeṣam parityajya」だがチベット訳「de las byuṅ baḥi ḥbrel paḥi khyed par spaṅs nas」(P. ed. He 209 a⁴) に従った。

* 本稿を書くにあたり, 松本史朗氏に多くの貴重な御助言をいただきました。また, 四津谷孝道氏にも有益な御指摘をいただきました。筆者の未熟のため両氏の教えを活かしきれませんでした, ここに記して謝意を表します。